

瀬戸市選挙管理委員会告示第52号

公職選挙法第2条の選挙における指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めた件（平成13年瀬戸市選挙管理委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月1日

瀬戸市選挙管理委員会

委員長 上川和子

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第26条第1項の規定により次のとおり公職選挙法（昭和25年法律第100号）第2条の選挙における指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めた。		公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第26条第1項の規定により次のとおり公職選挙法（昭和25年法律第100号）第2条の選挙における指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めた。	
		<u>1 衆議院議員選挙</u>	
指定投票区	指定関係投票区	指定投票区	指定関係投票区
市役所投票区	道泉投票区 深川投票区 古瀬戸投票区 東明投票区 祖母懐投票区 原山台投票区 萩山台投票区 八幡台投票区 陶原投票区 長根投票区 效範投票区 東山投票区 松原投票区 水南投票区 水野投票区 西陵投票区 東長根投票区 <u>十軒家投票区</u> 掛川投票区 山口投票区 菱野投票区 本地投票区 赤重投票区 品野投票区 上品野投票区	市役所投票区	道泉投票区 深川投票区 古瀬戸投票区 東明投票区 祖母懐投票区 原山台投票区 萩山台投票区 八幡台投票区 陶原投票区 長根投票区 效範投票区 東山投票区 松原投票区 水南投票区 水野投票区 西陵投票区 東長根投票区 掛川投票区 山口投票区 菱野投票区 本地投票区 赤重投票区 品野投票区 上品野投票区
		<u>2 参議院議員選挙、県知事選挙、県議会議員選挙、市長選挙及び市議会議員選挙</u>	
		<u>指定投票区</u>	<u>指定関係投票区</u>

	<u>市役所投票区</u> <u>道泉投票区</u> <u>深川投票区</u> <u>古瀬戸投票区</u> <u>東明投票区</u> <u>祖母懐投票区</u> <u>原山台投票区</u> <u>菽山台投票区</u> <u>八幡台投票区</u> <u>陶原投票区</u> <u>長根投票区</u> <u>效範投票区</u> <u>東山投票区</u> <u>松原投票区</u> <u>水南投票区</u> <u>水野投票区</u> <u>西陵投票区</u> <u>東長根投票区</u> <u>十軒家投票区</u> <u>掛川投票区</u> <u>山口投票区</u> <u>菱野投票区</u> <u>本地投票区</u> <u>赤重投票区</u> <u>品野投票区</u> <u>上品野投票区</u>
--	--

附 則

この告示は、告示の日から施行する。